

第23回消費者安全専門調査会における質問事項について

参考資料1-2

平成25年7月
消費者委員会事務局

番号	委員等からの質問・宿題内容	委員名	回答	参考資料
■群馬県健康福祉部へのヒアリング時				
1	(群馬県)食品等回収情報提供システムチラシに掲載されているホームページイメージのところ、健康面の影響で、アレルギーの方には身体症状が発症するけれども、通常の人への影響はないとか、工夫した書き方をされたり、基準もいろいろつくられているようなので、どういう議論なり、どういう考え方、ポリシーで整理されたのか経過を教えてください。	片山委員	(群馬県)食品等回収情報提供システムは、健康に悪影響を及ぼす恐れのある食品等の回収情報について、群馬県ホームページを活用した情報提供の場を創設することにより、当該食品等の早期回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止する事を目的とするものですが、「健康面の影響」欄を設けることは、県民にいたずらに不安を抱かせないよう、また風評被害の抑制を図れるよう、県民にわかりやすく情報提供するために設けているものです。	-

●食品等回収情報提供システムチラシ

食品等回収情報提供システムはこんな制度です。

群馬県では、健康に悪影響を及ぼす恐れのある食品等が流通から排除し、健康への被害を未然に防止するため、県ホームページにおいて「事業者による自主回収情報」を提供する「食品等回収情報提供システム」を稼働しています。

事業者の回収情報提供の場として、また県民の回収情報の場として、皆さん御活用ください。

情報提供の場のひとつとして御利用いただけます。

「自主回収」を主体とさせて頂く県民関係事業者へ、積極的に御活用ください。

食品等回収情報提供システムとは？

県内に流通している食品等について、次のような自主回収を行う場合が対象となります。

(1) 食品衛生法に違反もしくはその恐れがある、その原因が健康に悪影響を及ぼす恐れのある食品等回収を行う場合。

(2) その他、健康への悪影響を未然に防止する観点から自主回収を行う場合。

対象となる「食品等」とは？

- ・食品にカビが発生している
- ・食品添加物の使用基準に不適合
- ・アレルギー物質の表示が間違っていた
- ・偽造（偽「賞味期限」）
- ・偽造の賞味期限（賞）日付、表示

対象外となる事例

- ・食品にカビが発生していない
- ・食品添加物の使用基準に適合
- ・アレルギー物質の表示が正しい
- ・賞味期限が正しい

回収情報提供の手続き

本システムの利用については、このチラシの裏面のページをご覧ください。

回収情報提供の手続き

本システムの利用については、このチラシの裏面のページをご覧ください。

インターネットでいつでも情報にアクセスできます。

「食品等回収情報提供システム」の情報は県ホームページに掲載されています。以下のURLからアクセスいただけます。いつでも、どこでも、簡単に検索できます。

回収情報提供の手続き

本システムの利用については、このチラシの裏面のページをご覧ください。

回収情報提供の手続き

本システムの利用については、このチラシの裏面のページをご覧ください。

○ホームページイメージ

回収情報

このページでは、群馬県内に流通している食品について、県が回収命令を行った場合及び事業者が自主的に回収を行う場合に、県民の皆様当該食品等に関する情報をお知らせします。

このページに掲載する情報は主に以下の食品等を対象としています。

1. 県内に流通しており、かつ、消費者に販売されているもの。
2. 回収の原因となった内容が、健康被害を及ぼすおそれがあるもの。
3. したがって、次の場合は対象外であり、このページには掲載しません。
 - ・県内に流通していないことが明らかなもの
 - ・県内に流通していても、販売先が特定されている事例
 - ・県内に流通していても、消費者に販売されていないことが明らかな事例
 - ・表示基準違反のうち、健康への悪影響のおそれがないと考えられるもの